

市民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

(あて先) 相生市長 令和 年 月 日提出	申 請 者	住所又は所在地											特別徴収義務者番号		
		氏名又は名称及び代表者氏名印											担 当 者	係	
		法人番号													
														電話	

●地方税法第321条の5の2の規定による市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

① 特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以後の納期に係る市民税・県民税特別徴収税額						
② 申請の日前6カ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 (かっこ書は、臨時勤務者に係るもの)	年 月分	他(人)	他(円)	年 月分	他(人)	他(円)	円
	年 月分	他(人)	他(円)	年 月分	他(人)	他(円)	円
	年 月分	他(人)	他(円)	年 月分	他(人)	他(円)	円
③ 現に市税の滞納があり、または最近において著しい納付遅延があり、それがやむを得ない事由がある場合は、その事由の詳細							
④ 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日	取消の有無	有 ・ 無		取消通知年月日	年 月 日		

●納期の特例を辞退します。(辞退届出書)

承認を受けた納期の特例について、以下の理由により、令和 年 月分から辞退します。なお、特別徴収税額は前月分までのものを含めて翌月10日までに納入します。

(辞退理由)

◎納期の特例を一度申請されると次年度以降も承認が継続していますので、各年度の申請書の提出は必要ありません。「申請についての注意事項」は裏面をご確認ください。

《申請についての注意事項》

1. この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
2. 納期の特例の承認を受けた以後に給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく市町に届出なければなりません。
3. この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに納入することとなります。
6月から11月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額・・・・・・・・・・12月10日まで
12月から翌年5月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額・・・・・・・・・・翌年6月10日まで
4. 市税の滞納や著しい納付遅延がある者については、この特例を受けることができません。
また、滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることとなりますので、そのようなことがないようにご注意ください。
5. 毎月の異動は納期の特例を適用されても必ず報告してください。

※欄には、記入しないでください。